

船舶インシデント調査報告書

令和3年7月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（バッテリー過放電）
発生日時	令和2年11月19日 22時30分ごろ
発生場所	沖縄県宮古島市平安名埼北東方沖 池間島灯台から真方位072° 35.2海里付近 （概位 北緯25° 07.0′ 東経125° 51.0′）
インシデントの概要	漁船拓漁丸は、漂流中、主機が始動できなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和2年11月24日、主管調査官（那覇事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	漁船 拓漁丸、4.7トン ON3-510234（漁船登録番号）、個人所有 第282-8775号（船舶検査済票の番号） ディーゼル機関、船内機、4サイクル、出力220.65kW、回転 数毎分2,100、6気筒、ボア117.9mm、使用燃料A重油、昭 和57年9月13日進水
乗組員等に関する情報	船長、一級小型
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 東北東、風速 約4.6m/s、視界 良好 海象：波高 約1.7m
インシデントの経過等	本船は、船長ほか1人が乗り組み、操業を行った後、主機を停止して漂流中、操業を再開しようと主機を始動したところ、セルモータが作動せず、主機が始動できなくなった。 船長は、船内電気用のバッテリーにセルモータの電気配線を接続したが、セルモータを回すことができず、航行不能と判断した。 本船は、帰港後、バッテリーを新替えして主機の始動を行ったところ、始動することができた。 本船は、セルモータ用及び船内電気用のバッテリーの使用期限が約2年間のところ、約4年間使用し、蓄電容量が低下して充電が十分に行えなくなっていた。
分析	本船は、漂流中、船長が使用期限を超えて蓄電容量の低下したバッテリーを使用していたことから、充電が十分に行われなくなり、電源の電圧が低下してセルモータを回すことができず、主機が始動できなくなって、運航不能となったものと考えられる。
原因	本インシデントは、夜間、本船が、漂流中、船長が使用期限を超え

	<p>て蓄電容量の低下したバッテリーを使用していたため、充電が十分に行われなくなり、電源の電圧が低下してセルモータを回すことができず、主機が始動できなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ バッテリーは、使用期限を超えて蓄電容量の低下したバッテリーを使用せず、早めに新替えを行うこと。・ 出港前、バッテリーの電圧の計測を行い、バッテリーが十分充電されていることを確認すること。